監査公表第23号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年3月5日

新城市監查委員 原 義 弘 新城市監查委員 中 西 宏 彰

第1 監査種別

財政援助団体等監査(財政援助団体監査)

第2 監査の対象

財政援助団体 新城市文化協会 所管部課 教育部生涯共育課

第3 監査に当たった監査委員 原 義弘、中西宏彰

第4 監査の期間

令和6年1月9日~令和6年2月22日

第5 監査の方法

新城市文化協会の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査・確認の上、関係法令に沿って適正な事務処理が行われているかどうかに主眼をおいて監査を実施した。

所管部課に対しては、補助金に係る事務の執行状況や、指導監督の状況等の確認 を主眼に監査を実施した。

第6 監査の結果等

1 監査対象団体の概要

新城市文化協会は、古い文化の継承保持と新しい文化の創造発展に寄与し、団体相互の理解と親睦を深め、会員相互の学習と親睦を図ることを目的とする団体である。

(1) 役員等数(令和5年12月1日現在)

会長1名、副会長4名、会計1名、監事2名、顧問2名、常任理事6名、 理事27名(役員、常任理事との兼務者を含む。)

- (2) 事務局体制(令和5年12月1日現在) 事務局長1名、事務局員1名
- (3) 事業
 - ア 文化一般に関する講演会、講習会、講座、研修会、鑑賞会などの開催
 - イ 市民文化の指導奨励
 - ウ 各種文化団体主催行事への協賛、後援
 - エ 機関紙の発行及び出版活動

- オ 文化功労者の表彰
- カ その他協会の目的達成のために必要な事

2 監査対象事業について

補助事業等

令和4年度

新城市文化協会補助金

1, 950, 000円

令和5年度

新城市文化協会補助金

2,000,000円

3 監査の結果

補助事業については、補助金の交付目的に沿って概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する新城市文化協会への指導や是正措置等の状況については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

【新城市文化協会】

意見

1 事務手続きについて、規約、規程等をより明確にし、職員が異動しても適確な事務 処理がされるようにしていただきたい。

【教育部生涯共育課】

意見

1 地域の文化の継承と発展は大変重要なことであり、新城市文化協会が市民の立場からその役割を担うことが出来るよう、団体と協力し支援していただきたい。